

第6回 松阪市環境審議会 議事録

日時：平成19年1月10日（水）13時30分～15時45分

場所：松阪市教育委員会 2階会議室

出席者：16名

審議会委員 11名

大谷幾津子、大西憲一、岡本宗澤、門暉代司、鈴木舞子、
富田靖男、西川博明、前田多香子、牧戸継右、山本清巳、
吉田弘一

事務局 5名

樋口環境部長、前川環境課長、三田環境推進担当主幹、
谷岡環境推進担当主査、若山環境推進係主任

〈議事〉

1. 「松阪市環境基本計画（最終案）」の審議

※ 事務局より説明。

・「松阪市環境基本計画（中間案）」へのパブリックコメントと前回までの審議会の意見を策定委員会で協議し、「松阪市環境基本計画（最終案）」として変更した箇所の説明を行った。

・計画策定過程、会議経過報告については、追加掲載の方向で準備中である。

・『環境パートナーシップ会議』については、文献調査や事例研究（県のごみゼロ交流会、小牧環境市民会議の視察、市民活動センターの役割）などを策定委員会でを行い、会議設置に向けて取り組んでいる。

・p82「市民活動センターとの連携のもと」 → 「市民活動センターを活用して」に変更。

委員：パブリックコメントの募集方法は？

事務局：メール、手紙などで頂いたもの。

会長：計画書では『林野率』という言葉を使用しているが、現在は『森林率』が一般的であり、県の統計書でも『森林率』が使われている。わざわざ古い言葉を使うのは何故か？

事務局：『林野』は雑草や低木、野原を指している。このデータは林野庁のものだと思うので、環境庁のデータや県の統計データを確認後、修正する。

委員：『パートナーシップ会議』の基本的理念が書かれているが、もう少し具体的に踏み込んでも良いのでは？また、『～の計画に基づき』とあるが、その計画を注記しないと市民にはわからないと思う。

事務局：計画については注記します。『パートナーシップ会議』は、策定委員会のメンバーで自主研究会を1月に立ち上げ、『会議』を具体的にどのように進めていくか、3月まで研究していくことになっている。市民活動センターに登録している215団体内、33団体が環境に関する活動を行っており、その中の8団体が『会議』に参加希望している。それ以外の団体でも人的・資金的問題で参加できないとしているので、その辺りも今後の参考にして構築していきたい。

委員：p24のグラフで、凡例内の(t)はいらない。また、表の資源物が平成12年に比べ16年度は増加しているのだから、この部分は書いた方がいいと思う。『～プラン』といわれても理解できないので、やはり注意書きは入れて欲しい。p63「棚田など～」以外は地域名が載せてあるが、この部分は具体的に書かれていない。場所名が載っていた方が、より身近に感じられると思う。p69『関係諸機関』は具体的記述が必要。p81「成熟度に～」の文章がわかりにくいので、もう少しわかりやすく記述してほしい。

事務局：指摘のあった注記はつける。

会長：p24の表題が抜けている。

委員：p61「ダイオキシン類等の対策」で、どのように対処していくのかが書かれてない。松阪市としての具体的な対応の記述が必要では？

事務局：有害化学物質それぞれの対策をここに書くとなると、膨大な量になってしまう。それをどこまで明記すべきなのか一考の余地がある。

委員：松阪市として、アスベストの一事例でも示せないものか？

委員：アスベストは調査の途中で判明するものであり、今は具体的には書けないと思う。ここは、これでいいのでは？

副会長：基本計画の段階であるので、この書き方で良いと思う。この上にある実行計画で示されるのではないか。

委員：p65に「鈴の森公園」の写真も載せるべきだと思うが。

事務局：印刷する時に、レイアウトや写真の再編を行う。

委員：p14の文章は課題になる。文章を変更するか、若しくは課題にするか。また、『国

道 23 号線』の『線』はいらない。

事務局：精査します。

委員：用語解説は巻末よりも、同ページに入れて欲しい。

事務局：以前の審議会で、用語解説は巻末にすることになった。

委員：解説が多くなるページはわかるが、少ないところは同ページにしてほしい。

副会長：何度も同じものが出るので、索引方式にしたと思う。

会長：文を読み慣れている者にはこれで良いが、一般市民にはどうか？

委員：ページによっては説明だけで一杯になってしまう。巻末にまとめた方がいいと思う。

委員：『*』が何なのかわからない。注釈があるという説明が必要。

委員：目次に一応書いてある。もっとわかりやすい場所に書いてもらえば。

会長：『*』、または通し番号にするか。

委員：『*1』『*2』…の方が見やすいと思う。

委員：市民が読んですぐ分かる方がいい。

会長：事務局に任せます。

委員：単位、数字が統一されていない。半角、全角などが混在している。

事務局：文章中の『CO2』は『二酸化炭素』に変更する。ご指摘のあった部分は修正して、最終案を策定する。

2. 「松阪市環境基本計画（最終案）」に対する審議会からの意見書協議

委員：意見書とは何か？

事務局：環境審議会からの意見として、市長に提出する。

委員：市、市民、市民団体、事業所の環境に対する責任の明記が必要だと思う。環境にリスクを与える製造物者責任を、強く言えない立場ではあるが、拡大生産者責任としての事業者の責任を問うという明記が必要なのではないか。

会長：「環境問題の中の事業者ではなく、製造者としての事業者責任を問う」と言われるが、事務局としてはどうなのか。

事務局：基本条例には拡大生産者責任の事項がいくつかある。計画書にはp33に明記している。しかし、制裁、罰則となると難しい。

委員：罰則ではない。事業者は必ず環境にリスクをかけている責任がある。それに対し、我々は何もしてこなかった。水面下で文句を言うのではなく、企業側に責任をとるべきだと言う文言を入れてほしい。

委員：松阪市外の事業者はどうするのか。

委員：松阪市は環境を目指していく地方自治体であるという姿勢を、管内の事業者に対して示していく。松阪市で事業をしていくことは大変だということを、市の意見書で言うのが第一歩だと思う。責任の担い方をどこかで示さないといけない。

委員：市、市民、事業者はそれぞれの役割がある。事業者は公害防止協定や、ISOなどで自主的に取り組んでいる。計画書の中には、事業者の役割がいろいろな形で全体的に入っている。

事務局：市内の大手の事業所は、ほとんどが公害防止協定を結んでいる。松阪市の公害防止協定は厳しい。制裁よりも情報開示を行っていくことで、企業も環境に対する取り組みを評価することにつながっていく。市の役割は、『パートナーシップ会議』で情報を共有していくことなのではないか。

委員：行政が、市民に向けて情報開示を行うのか？

事務局：企業情報の精査も含めて、そうだと思う。協定値を超えていれば指導もあるが、公害防止協定は紳士協定であり、法的拘束力は無い。

委員：情報開示に対しての監視は、行政の役割？

事務局：それは基本条例でも、この計画書でも謳っている。

委員：多くの事業所は、HP上のサイトレポートで情報開示している。

委員：意見書は答申ではない？

会長：ないですね。

委員：資料 2 の意見書の論点は、まさに計画書の中味そのもの。意見書にも何もなっていない。この計画書が意見書ではないか。資料にある鈴鹿市の場合とはケースが違う。

副会長：鈴鹿市のものは課題が入っている。

事務局：境審議会は諮問機関の位置付けをしていない。答申は諮問が無いので出ない。この計画書に対しての意見を頂きたい。

会長：審議会はこれからも続くのか？

事務局：評価システムが動き出すと、それも役割の一つになり、ますます重要になってくる。

会長：我々は策定委員会と共に基本計画をつくってきたが、環境基本計画に基づいて施策を進めていくにあたって、問題が出てきた時に審議会が審議し、行政に施行していただく。それでいいですね。

事務局：懸案する事項があればご意見をいただくこともある。諮問機関としての明記はしていないので、答申はできない。

会長：印刷して出来上がるまでに時間がかかるので、市長に事前に報告するということですね。

3. 「松阪市環境基本計画」への審議会委員名簿の掲載について

- ・名簿には審議会、策定委員会のメンバーを載せる。
- ・所属については、基本的に会社名、団体名、施設名までとする。

4. 今後のスケジュールについて

- ・今回の修正は軽易であることから、修正後は会長一任とする。

- ・1月30日に策定委員会より、市長に計画書を提出。
- ・2月頃、審議会から市長へ意見書提出。
- ・2月頃、市議会全員協議会を開催して頂き、異論あれば事務局が対応。
- ・3月頃の完成を予定。

事務局：意見書については、審議会で協議するかどうかですが。

会 長：策定委員会が計画書を提出し、その計画書に対し審議会が意見を述べるということ？

事務局：「この計画書が意見そのものではないか」という意見がありましたので、その辺りはどうでしょうか。

会 長：審議会が認めた計画書を提出するのだから、我々から意見を述べるのはおかしいのでは？

事務局：審議会として、この計画書に沿ってきちんと施策等を行ってほしいということ、意見書として形にしてもらえれば。

会 長：計画書どおりに行政運営をお願いする、ということですね。

副会長：将来的に実行計画は作らないのか？

事務局：総合計画に連動した形で、実行計画を事務事業評価システムにて調整中である。

副会長：鈴鹿市は基本計画のあと、実行計画を作っている。

事務局：鈴鹿市は環境課が主体となって作っているが、松阪市は総合計画の下で実行計画を作成中で、この方が効率的であり、財源的にも無駄が無い。また、これは『書く』のではなく、自動的に重点事業が抽出されてくるシステムとして作り上げていく。

委 員：4月以降も審議会が存続するならば、実行計画の検討はあるのか？

事務局：実行計画は作ったものを審議するのではない。事業の中で、特に環境に対して負荷があるものについて、ここでご意見を頂くということになる。

会 長：他になければ、今日はこれで終わります。